

**【重要】企業登録情報の変更に関する注意事項（記載事項の誤り）について**

2018年11月16日

日本商工会議所

社名や住所が変更されているにもかかわらず、第一種特定原産地証明書発給システムに登録されている社名や住所を変更しないまま、旧社名や住所が記載された証明書を受給した場合、当該証明書を受給した企業は「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律」第6条第1項第2号により、その旨を経済産業大臣に通知しなければなりません。

このような記載の誤りの発生を避けるため、変更手続きについての注意事項を『企業登録更新変更方法案内』（最終頁）へ追記いたしましたので、手順をご確認のうえ、お手続きくださるようお願い申し上げます。

**企業登録更新変更方法案内**

<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/kigyotoroku-system-sousasetsumeisho.pdf>

登記事項（社名、住所）が変更になる場合は、日商・国際部へ速やかに連絡してください。

**【本件担当】**

日本商工会議所 国際部

E-mail: tokuteico@jcci.or.jp